

4 2 3 - 3	減紛失 利賦札元利金（償還金）支払 代 証 券 交 付 請求書の受理
-----------	---------------------------------------

4 2 3 - 3 - 1	届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い
---------------	---------------------

事 務 手 順	取 扱 要 領
---------	---------

①受付・審査

○ 減紛失 利賦札元利金（償還金）支払
代 証 券 交 付 請求書が提出されたときは、請求書に記載・押印されている届出人の住所・氏名・印影が証券（利賦札）減紛失届（写）と一致していることを確かめる。

* 請求書に記載・押印されている住所・氏名・印影が記名変更等のため減紛失届（写）と相違しているときは、所要の手続きをする。

⇒ 4 2 9 参照・同時請求の取扱い

請 求 書
記載例参照

* 請求書を減紛失した旨の申出を受けたときは、自店において減紛失届（写）により請求書を再製し、交付する。

● 請求者が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。）である場合には、4 1 6または4 2 7の手續の可否を確認のうえ、必要なときはその手續も併せて行う。

⇒ 4 1 6 参照・委任状

⇒ 4 1 6 の 2 参照・委任状等の代書

⇒ 4 2 7 参照・記名者の行為能力に関する届出

○ 請求書の処理欄に代理店名・受付日付を表示する。

⇒ 1 4 1 ②参照・代理店名などの表示

● 減紛失届（写）の処理欄に「支払（交付）請求書受付日付」を表示する。

回収する残存証券があるときだけ ②

②残存証券の回収

○ 支払期日の到来していない利賦札の一部を減紛失したもののときは、残りの証券を提出させ、次のとおり取扱う。

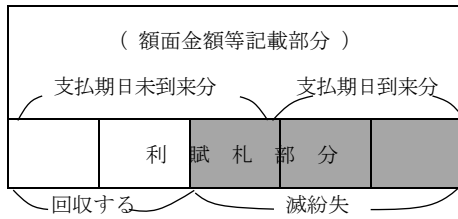
* 減紛失した利賦札の部分だけを交付することができないので、残りの証券を回収し、代証券を交付する扱いとしている。

なお、支払期日の到来した利賦札だけを減紛失しているときの残りの証券は、残存証券として回収しないこと。

(例示)

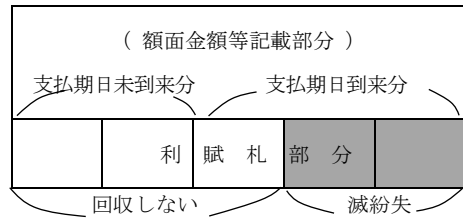
回収するもの

〔支払期日の到来していない利賦札を
減紛失しているとき〕



回収しないもの

〔支払期日の到来した利賦札の全部ま
たは一部だけを減紛失しているとき〕



- 証券の要項を減紛失届(写)により確かめる。
- 受入れた証券・減紛失届(写)により、国債証券受領書を作成し、請求者へ交付する。

⇒ 411-1①参照・証券受領書の交付

証券受領書の記載例

——残存証券を回収したとき

書式 No.103

国債証券受領書 (日付) 6.9.6

鹿児島市大竜町12
甲野 二郎 殿

日本銀行〇〇代理店

下記証券を受領しました。

国債名称 第四回特別用慰金国庫債券	記号 い
証券枚数 1	額面金額 300千円
※記名 甲野 二郎	請求事由 減紛失
※付属利賦札の状態	70年6月15日渡り終

※ 受領証
受入れた証券についている
利賦札の状態を記載する。

利賦札だけを減紛失しているときも
証券の額面金額を記載する。

③請求書などの送付	<ul style="list-style-type: none"> ● 受入れた証券には、受入後直ちに廃印を明りょうに押す。 <p>〔廃印を押す箇所〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全利賦札表面の中央部 ● 証券の額面金額等を記載した部分の金額の箇所 <p>⇒ 142①参照・回収証券類への廃印の押なつ</p> <p>* 廃印に代え一般公社債用の「支払済印」は使用できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 請求書の上部余白に「残存証券付属利賦札〇年〇月〇日渡～〇年〇月〇日渡〇枚」と記載する。 <p>○ 請求書・証券（残存証券を回収したとき）を、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。</p> <p>⇒ 312①参照・証券の送付</p>
-----------	---

423-3-2	届出印廃止分の記名国債証券の取扱い
---------	-------------------

事務手順	取 扱 要 領
①受付・審査	<p>○ 減紛失 利賦札元利金（償還金）支払 証券交付 請求書が提出されたときは、請求者の本人確認書類を呈示させるとともに、次のとおり取扱う。</p> <p>⇒ 415参照・本人確認書類の種類および記録事項</p> <p>* 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。</p> <p>この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を請求者に伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号カード 当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。 ・ 国民年金手帳 基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。 ・ 国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証 被保険者等記号・番号等部分(QRコードを含む。)をマスキングしたものを提出すること。

- 請求者が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。）である場合には、416または427の手續の要否を確認のうえ、必要なときはその手續も併せて行う。

⇒ 416参照・委任状

⇒ 416の2参照・委任状等の代書

⇒ 427参照・記名者の行為能力に関する届出

- 請求書に記載されている請求者の住所・氏名が証券（利賦札）滅紛失届と一致していることを確かめる。

* 請求書に記載されている住所・氏名が記名変更等のため届書と相違しているときは、所要の手續をする。

⇒ 429参照・同時請求の取扱い

- 請求書に記載されている請求者の住所・氏名が請求者の本人確認書類と一致していることを確かめる。

請求書
記載例参照

* 請求書を滅紛失した旨の申出を受けたときは、届書により請求書を再製し、交付する。

- 請求書の処理欄に代理店名・受付日付を表示するとともに、請求書の余白に請求者の本人確認書類の記録事項を記載する。

⇒ 141②参照・代理店名などの表示

⇒ 415参照・本人確認書類の種類および記録事項

* 請求者である記名者が被保佐人または被補助人で保佐人または補助人に代理権が付与されていない場合（補助人にあっては、同意権が付与されている場合に限る。）には、記名者および保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項を記載する。この場合、どちらの記載が保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項か分かるように「保佐人」等の文言を併せて記載する。

- 滅紛失届（写）の処理欄に「支払（交付）請求書受付日付」を表示する。

- 本人確認書類を請求者に返す。

* 郵送による提出の場合には、本人確認書類の写を廃棄する。この場合、適宜の書面を請求者に転送不要郵便で送付する（同時に行われた他の請求・届出により、証券または当該請求・届出にかかる書類が請求者に転送不要郵便で送付される場合を除く。）。

回収する残存証券があるときだけ ②

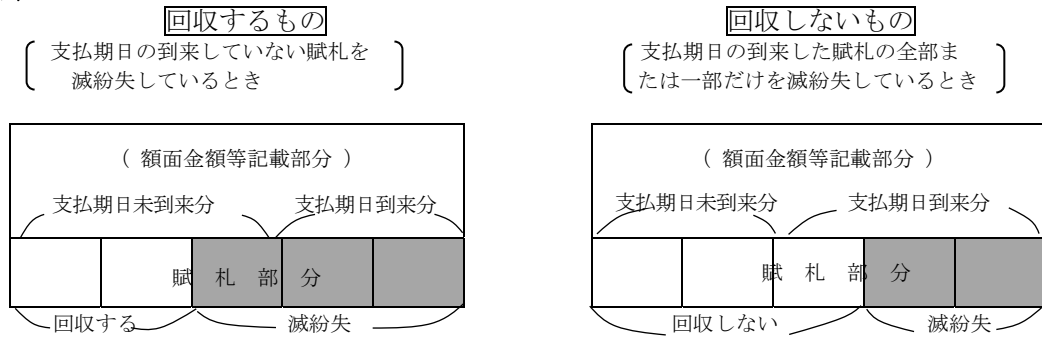
②残存証券の回収

○ 支払期日の到来していない賦札の一部を滅紛失したもののときは、残りの証券を提出させ、次のとおり取扱う。

* 滅紛失した賦札の部分だけを交付することができないので、残りの証券を回収し、代証券を交付する扱いとしている。

なお、支払期日の到来した賦札だけを滅紛失しているときの残りの証券は、残存証券として回収しないこと。

(例示)



- 証券の要項を滅紛失届（写）により確かめる。
- 受入れた証券・滅紛失届（写）により、国債証券受領書を作成し、請求者へ交付する。
⇒ 411-2①参照・証券受領書の交付

証券受領書の記載例

残存証券を回収したとき

書式 No.103

国債証券受領書

(日付) 6.9.6

〇〇市〇〇町〇〇
甲野 二郎 殿

日本銀行 〇〇代理店

下記証券を受領しました。

国債名称 第二十九回特別給付金国庫債券	記号 い
証券枚数	額面金額 300 千円
※ 記名 甲野 二郎	請求事由 滅紛失
※ 付属利賦札の状態	3年4月15日渡以降

※ 受領証

受入れた証券についている賦札の状態を記載する。

賦札だけを滅紛失しているときも証券の額面金額を記載する。

③請求書などの送付

- 受入れた証券には、受入後直ちに廃印を明りょうに押す。

〔廃印を押す箇所〕

- 全賦札表面の中央部
- 証券の額面金額等を記載した部分の金額の箇所

⇒ 1 4 2①参照・回収証券類への廃印の押なつ

* 廃印に代え一般公社債用の「支払済印」は使用できない。

- 請求書の上部余白に「残存証券付属利賦札〇年〇月〇日渡～〇年〇月〇日渡〇枚」と記載する。

- 請求書・証券（残存証券を回収したとき）を、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。

⇒ 3 1 2①参照・証券の送付

請求書の記載例

書式 No. 204

注 意 1. 支払期日の到来していない利賦札の一部を滅紛失したときは、上部余白に残存証券の要項を記載したうえ、その証券（利賦札）を本書とともに提出して下さい。
 2. < >内は、日本銀行が使用するコード

⑦

① 利賦札元利金(償還金)支払
 滅紛失代証券交付請求書

(日付) 3. 9. 6

日本銀行〇〇代理店

③ 捨印

御中

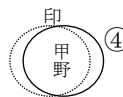
住所 〒××××-××××

〇〇市〇〇町〇-〇

電話 (〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)



氏名 ②



甲野花子

下記証券（利賦札）は滅紛失届出後3か月を過ぎても発見しないので、これに対し支払期日の到来した利賦札については元利金（償還金）の支払を、支払期日の到来していない証券（利賦札）については代証券の交付を請求します。

国債名称 <74> 第八回特別弔慰金国庫債券	記号 <01> い号	記名 甲野花子
元利金（償還金）支払場所 日本銀行〇〇代理店	滅紛失届出日付 3年5月31日	

この欄は支払期日の到来した利賦札
 だけをなくしたときに記載する (日本銀行記載欄)

証券の券面種類	番 号	滅紛失した利賦札の内訳 (支払期日)	利賦札 枚 数	合計券面金額	代証券番号
<40> 400千円券	1234567	<09> <10> 平成26.06.15以降	2	⑥ 80,000円	
< >		⑤ < > < >			
< >		< > < >			
< >		< > < >			

(取扱機関処理欄)

受 付 店	業 務 局
滅紛失届受付日付 令和03.05.31	受 付 印
受付印 (店名・日付) ⑧ 3.9.6 日本銀行〇〇代理店	
⑨ 同時請求 (各請求書等はそれぞれ同時に提出すること) 支払場所変更 記名変更 改印 住所変更 行為能力変更	
	⑩ 19 第012345678900号 〇〇公安委員会 令和3年4月1日

